

## 陳 情 文 書 表

平25陳情第9号		平成25年8月29日受理		
件 名	神奈川県に対し公契約条例を制定するよう意見書の提出を求める陳情			
陳情者	<p>平塚市豊田本郷1734 神奈川県建設労働組合連合会 神奈川土建一般労働組合平塚支部 執行委員長 小川 弘明 平塚市新町5-25 神奈川県建設労働組合連合会 湘央建設組合 組合長 向 外二</p>			
陳 情 の 原 文				
<p>陳情趣旨</p> <p>建設産業は、国の基幹産業として生活基盤や災害対策など社会資本整備と雇用の確保に大きく貢献しています。</p> <p>一方、建設投資が縮小する中で、地域建設産業の疲弊は進行しています。公共工事においても、受注競争の激化に伴うダンピング受注や下請けへの指値発注により、下請業者の経営を圧迫しています。</p> <p>現場に従事する技能労働者の賃金は年収300万円台にまで下落し、さらに末端で働く労働者は生計を立てられないほど深刻な状況になっています。このため、若年労働者の離職に歯止めがかからず、技能の継承・産業の維持すら困難な事態に直面しています。</p> <p>公共工事における品質を確保するためには、建設労働者の賃金・労働条件の改善は不可欠の課題であり、このまま事態が推移すれば、建設産業全体にさらに大きな弊害を招くことになります。</p> <p>こうした事態を懸念して、全国的に公契約条例の制定が広がりつつあり、神奈川県内では、川崎市・相模原市・厚木市が、公契約にたずさわる労働者の賃金を下支えし、社会福祉発展の施策として条例が制定されました。神奈川県においても、平成25年7月から有識者と労使の代表による「公契約に関する協議会」が立ち上がり、公契約条例制定についての議論が始まりました。公契約条例は、地域住民にとって不可欠な社会基盤の維持、地域建設産業と技能労働者の育成、地域経済の振興にも有効な施策と考えます。</p>				

神奈川県が公契約条例を制定するよう、県に意見書を提出していただきたく陳情いたします。

#### 陳情事項

公共事業における建設労働者の適正な賃金を確保するため、神奈川県が公契約条例を制定するよう、県に対して意見書を提出すること。

